

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第46号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年岩手県規則第67号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(廃止又は変更の届出等) 第16条 [略] 2 条例第8条第1項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) [略] (2) <u>法第7条第5項第4号リ</u> に規定する役員及び政令で定める使用人 (3) <u>法第7条第5項第4号又</u> に規定する政令で定める使用人 (4) [略]	(廃止又は変更の届出等) 第16条 [略] 2 条例第8条第1項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) [略] (2) <u>法第7条第5項第4号又</u> に規定する役員及び政令で定める使用人 (3) <u>法第7条第5項第4号ル</u> に規定する政令で定める使用人 (4) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。